

住宅建築は地域の木材で!

問い合わせ先 森林課（市役所4階）☎32-2078

木材は、熱に弱い鉄骨よりも火災時に安全な構造材といわれています。さらに木造住宅は、木による調湿機能や抗菌効果など、優れた特質を備えています。

津山市の森林は市域面積の70%を占め、その多くが建築材として利用可能な時期を迎えています。地域材を使用して住宅を新築する人やリフォームをする人に補助金を交付しています。ぜひご利用ください。

<津山市地域材利用新築住宅補助金>

対象 要件のすべてに該当するもの

- ①市内に自ら居住するために新築する一戸建て木造住宅
- ②主要構造部材に地域産乾燥材を8㎡以上使用する住宅
- ③市税などの滞納がないこと
- ④市内の建築施工業者の請負により建築することなど

補助金額 1戸当たり上限50万円
※併せて県の「おかやまの木で家づくり推進事業補助金」を受ける人は上限30万円

申込方法 森林課または各支所産業課（阿波支所は産業土木課）に備え付けの申込書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を記入し、必要書類を添えて申し込む
※予算がなくなり次第、受け付けを締め切ります

<津山市地域材利用住宅リフォーム補助金>

対象 要件のすべてに該当するもの


- ①市内に立地する住宅であること
- ②地域材の材料費が10万円以上であること
- ③自身で施工あるいは市内の業者によって施工されること
- ④市税などの滞納がないこと など

補助金額 地域材材料費 30万円以上=15万円、20万円以上30万円未満=10万円、10万円以上20万円未満=5万円

教育委員会

八木恵三子前教育委員長
の任期満了に伴い、9月27日に開催された教育委員会で、委員長に菊田裕也さんが選任され、委員長職務代理者に吉井常浩さんが指定されました。

任期 10月1日～平成23年9月30日



委員長
菊田 裕也さん



委員長職務代理者
吉井 常浩さん

公平委員会

松田孝信前公平委員会委員長の任期満了に伴い、10月8日に開催された公平委員会で、委員長に池田富夫さんが、委員長職務代理者に土居幸徳さんが指定されました。



委員長
池田 富夫さん



委員長職務代理者
土居 幸徳さん

都市計画決定図書を縦覧します

津山広域都市計画特別用途地区の決定・津山広域都市計画用途地域の変更について、10月1日付けで都市計画決定を行いました。

この都市計画決定の内容について、関係図書の縦覧を行っています。


都市計画の概要

都市計画の種類	変更などの概要
津山広域都市計画特別用途地区の決定（津山市決定）	市内全域の準工業地域に特別用途地区（床面積1万㎡以上の大規模集客施設の立地規制）を指定
津山広域都市計画用途地域の変更（津山市決定）	津山産業・流通センターの用途地域を準工業地域から工業地域へ変更

縦覧場所 都市計画課（市役所5階）
問い合わせ先 都市計画課☎32-2096

事業主(給与支払者)の皆さんへ 個人住民税の特別徴収をお願いします!

問い合わせ先 課税課（市役所2階4番窓口）☎32-2015

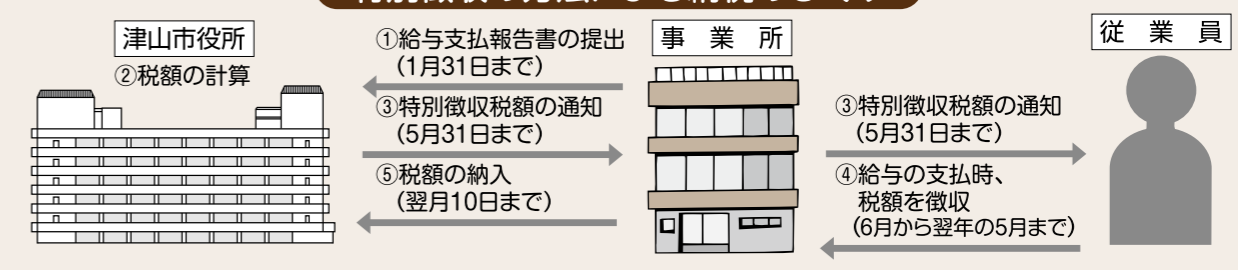


地方税法と市税賦課徴収条例により所得税を源泉徴収している事業所は、原則として個人住民税（市・県民税）の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収（給与からの天引き）を行うことになっています。県と県内すべての市町村で個人住民税の特別徴収の普及促進に取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いします。

個人住民税特別徴収 Q&A

Q 個人住民税の特別徴収ってどんな制度?
A 事業主（給与支払者）が従業員の個人住民税を毎月の給与から天引きし、翌月の10日までに金融機関などを通じて市に納付していただく制度です。従業員ごとの税額は市で計算して通知しますので、所得税のように税額を計算したり、年末調整を行ったりする手間はかかりません。

特別徴収の方法による納税のしくみ



津山市役所
②税額の計算

事業所

従業員

①給与支払報告書の提出（1月31日まで）

③特別徴収税額の通知（5月31日まで）

⑤税額の納入（翌月10日まで）

④給与の支払時、税額を徴収（6月から翌年の5月まで）

Q 特別徴収にすると何かメリットはあるの?
A 個人住民税の特別徴収は「従業員一人ひとりが金融機関などで納付する手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税義務者である従業員にとって大変便利な制度です。また、普通徴収（従業員が個人で納付）では納期は年4回ですが、特別徴収にすると年12回になりますので、従業員にとって1回当たりの負担額が少なくなります。なお、従業員が常時10人未満の事業所であれば納期を年2回とする制度（納期の特例）もあります。

Q 特別徴収に切り替えるにはどうしたらいいの?
A 毎年1月31日までに提出する給与支払報告書（総括表）に「特別徴収」と記入して課税課へ提出してください。5月中に特別徴収税額（6月～翌年5月天引き）の通知書類を送付します。また、年度の途中から特別徴収に切り替える場合は、課税課へ相談してください。

～特別徴収を未実施の事業所におかれましては、特別徴収への切り替えをお願いします！～

税務署からのお知らせ 相続または贈与等における生命(損害)保険契約に基づく年金の取り扱いが変更になりました

遺族が年金として受給する生命保険のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決が7月にありました。

そのため、相続または贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約などにおける年金の所得税の取り扱いが改められ、所得税を納め過ぎている人については、納め過ぎとなっている所得税の還付を受けることができる場合があります。

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

問い合わせ先 津山税務署（田町）☎22-3147